

輝が!!石尾っ子

～子ども・家庭・地域・学校 みんなつながる～

第 7 号

令和5年12月15日

登下校を安全に



友達と楽しく帰ることはもちろん大切ですし、楽しみなことだと思います。しかし、残念ながら地域の方より登下校を含めルール・マナーを守っておらず、「登校中のマナーが悪い。ちゃんと指導してください。」という苦情の連絡が多数入ってきています。よくあるものとして、

- ・ 3・4列になりながら横並びに歩いている・並走している。
- ・ 携帯でゲームをしているのか歩きスマホで歩行者や車と接触しそう、交差点では信号無視をしている。
- ・ イヤホンを付けているのか自転車や車が来ていることに気が付いていない。
- ・ 以上の行為を、自転車を乗りながら行っている。
- ・ 自転車の二人乗り。
- ・ 自転車での逆走での運転。

特に、このような問い合わせが多数を占め、大変危険です。幸い大きなケガになってはいませんが、登下校中に交通事故が発生しています。大勢でいると気が大きくなり、ちょっとぐらいという感覚で、間違った行動をとりやすくなります。一人ひとりの意識の変化が必要です。それは中学校内の生活はもちろんですが、君たちも石尾中学校区の地域の一員です。「先生にばれなければ、親にばれなければいい」と思っていないですか。地域の人も気持ちよく生活が送れるように、さらに地域からも応援や協力をしてもらえるような石尾中学校にしていきましょう。

道路交通法の改正があり、自転車通学者や部活動等の移動時でもヘルメット被っていない、ひどい場合には持っていない生徒もいます。令和5年4月1日から年齢を問わず、自転車に乗るすべての人にヘルメットの着用が努力義務化されることになりました。もしものときの命を守るためにも、ヘルメット着用が重要です。学校生活における自転車の利用においても、ヘルメットを着用できるよう体制を整えている最中です。

そして、『ペダル付き原動機付き自転車』に乗るには、原動機付き自転車運転免許が必要です。ペダルをこいでいる・こいでいないに関わらず乗ることが違反です。詳しくは、後述に記載しているので確認してください。

保護者の皆様もご家庭での指導にご協力をお願いします。

自転車を運転しながら



自転車運転中、スマートフォン等を手で持って通話したり、画面を注視すると、道路交通法（大阪府道路交通規則）により「5万円以下の罰金」となります。

横断歩道を渡りながら



スマートフォンの画面を凝視することにより、視界が極端に狭くなると言われており、歩きながらのスマートフォンは非常に危険です。

「ペダル付き原動機付自転車」について

●ペダル付き原動機付自転車等



ペダル付き原動機付自転車とは、電動で自走する機能を備え、電動のみ、又は人力のみによる運転が可能な自転車で、特定小型原動機付自転車に該当しないものをいいます。

ペダル付き原動機付自転車については、道路交通法並びに道路運送車両法上の「一般原動機付自転車」に該当します。（定格出力0.60キロワットを超える場合、その数値に応じたそれぞれの車両区分に該当します。）よって、一般原動機付自転車を運転することができる免許が必要であるほか、以下のことが義務付けられています。

① ペダル付き原動機付自転車運転免許が必要、車道通行、ヘルメットの着用義務等があること

一般原動機付自転車を運転することができる運転免許を受けずに運転することはできず、道路においては、車道の通行（歩道を通行することはできません。）、ヘルメットの着用などの原動機付自転車としての通行方法に従う必要があるなど、道路交通法を遵守しなければなりません。

（無免許運転 罰則:3年以下の懲役又は50万円以下の罰金）

② 制動装置、前照灯、後写鏡等を備えていること

ペダル付き原動機付自転車は、制動装置、前照灯、後写鏡等の構造や装置について、道路運送車両法の保安基準に適合しなければ、運行の用に供することはできません。（歩道、車道を含め道路を走行することはできません。）

（整備不良車両運転 罰則:3月以下の懲役又は5万円以下の罰金）

③ 自賠責保険（共済）の契約をしていること

自動車損害賠償保障法に規定する自動車損害賠償責任保険又は自動車損害賠償責任共済の契約が締結されていなければ、運行の用に供することができません。

（無保険運行 罰則:1年以下の懲役又は50万円以下の罰金）

④ 市町村税条例で定める標識（ナンバープレート）を取り付けていること

ペダル付き原動機付自転車の所有者には、地方税法に規定する軽自動車税（市町村税）を納付する義務があり、また、市町村条例で、軽自動車税の納付の際に交付される標識（ナンバープレート）を取り付けなければならないとされています。

⑤ 販売する方へ

ペダル付き原動機付自転車の販売取扱店においては、販売する際に上記の点について丁寧にユーザーに対して説明してください。

「運転免許がなくても公道で乗れる」等の虚偽の宣伝や説明をすると、刑事責任を問われる場合があります。

参考 <https://www.police.pref.osaka.lg.jp/kotsu/anzen/12/12066.html>